平成２３年東北地方太平洋沖地震による災害に関する 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の特例措置について

現　行	改　正　案
（新設）	③　会員（組合員）以外への資金の貸付けや、預金の受入れについては、信用金庫法及び中小企業等協同組合法上、一定の制限がある。 　今般の同地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害の影響により、同地震が発生する前に信用金庫（信用組合）の地区内に住所、事業所等を有していた者が、一時的に地区外に避難していると認められる場合には、当該住所、事業所等により会員（組合員）資格を有するとして取扱うことも差支えないこととする。